

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)への意見及びこれに対する考え方(案) 【抜粋版】

1. 総論的な意見

<p>意見1-2 電話網からIP網への計画的な移行に関しては、NTT東西の概括的展望をベースにした議論にとどまり、真に移行を促進する内容となっていない。また、ブロードバンド市場における競争環境整備については、基本的な視座の整理にとどまり、具体的な政策策定に至っていない。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>NTT 東西の概括的展望については、答申(案)に示したとおり、移行スケジュールの妥当性や維持・廃止されるサービスの分類の妥当性について、様々な観点を踏まえつつ検討を行ったものであり、また、今後の環境変化等を踏まえ、NTT 東西において継続的な検証や見直しを行うとともに、電話網移行円滑化委員会としても、2012 年以降、適切なタイミングでフォローアップを行っていくこととしている。</p> <p>したがって、御指摘のような「概括的展望」をベースにした議論にとどまっているものではなく、上記のとおり、移行スケジュールやサービス分類の妥当性について特定の予断をもって検討しているものではない。</p> <p>また、答申(案)に示したとおり、本答申(案)は、PSTN から IP 網への円滑な移行の在り方及びブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方に関し、在るべき方向性について検討を行ったものであり、そのうち競争政策に関する個別論点に係る検討結果は第Ⅱ編「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について」に示したとおりであるが、今後、総務省及び関係する審議会等において、具体的なルールの見直し等に向けて速やかな対応を行っていくことが適当である。</p>
<p>意見1-3 設備競争を損なわないよう留意しながら、サービス競争をバランス良く組み合わせる競争政策を進めていくことが必要。電話網からIP網への円滑な移行の実現に当たり、NTT東西からのより具体的な情報開示が不可欠。なお、競争政策等の実効性を確保するためには、PDCAサイクルを回すことが重要。(KDDI)</p> <p>答申(案)に示したとおり、通信ネットワークというインフラを用いてサービスを提供することを特性とする電気通信分野において競争促進を図るにあたっては、インフラを設置して事業を展開する事業者間の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者を含めたサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。</p> <p>PSTN から IP 網への移行に際し設備競争への影響等に配慮する必要性については、今後の参考とさせていただきたい。</p> <p>今後、競争政策等の実効性を確保するために PDCA サイクルを回すことの重要性については、答申(案)に示したとおり、環境変化等を踏まえ、NTT 東西において継続的な検証や見直しを行うとともに、電話網移行円滑化委員会及びブロードバンド普及促進のための競争政策委員会としても、2012 年以降、適切なタイミングでフォローアップを行っていくこととしている。</p> <p>また、NTT 東西からの情報開示については、可能な限り早い段階から、積極的移行を促進するための方策を講じた上で具体的な移行計画を示すことにより、代替サービス等に自主的に移行する環境に対する利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくことが求められる。</p>

2. 第1編 電話網からIP網への円滑な移行の在り方について

総論

意見2-3 マイグレーションによるPSTNの移行先は必ずしもNGNに限定されず、携帯電話も含めた各事業者の競争と利用者の選択により決まるものとなる。よって、各事業者が自ら構築したIP網で顧客獲得を行う競争へ構造が変化しており、電話時代の競争ルールをNGNに持ち込む必要はない。(NTT持株・東西)

答申(案)に示したとおり、NGNは①第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)に指定され、他事業者の事業運営及び利用者へのサービス提供に不可欠な設備として位置づけられているほか、②NTT東西がPSTNからIP網への移行を責任を持って進めていくとしているなかで、PSTN上で提供されてきた基本サービスの継続的提供を担保する基盤となることが想定されている。このように、NGNが、多様なサービスを効率的かつ安定的に提供することのできる基幹的なコア網としての役割を期待されていることを踏まえ、IP網への円滑な移行を実現する観点から、今後、NGNがPSTNの基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立つことが適当である。

第1章 はじめに

意見2-5 「概括的展望」ベースで結論を得るのではなく、コア網とアクセス回線に係る二重コストが最終的に消費者負担となることを勘案し、可能な限り早期の移行を志向すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

「概括的展望」ベースで得られた結論であるとの御指摘については、考え方1-2に同じ。

可能なかぎり早期の移行を志向していく視座が必要という点については、答申(案)に示したとおり、円滑な移行を早期に実現する観点から、NTT東西による更なる情報開示を含め、関係者が必要な対策を前倒しで行っていくことが望ましい。

なお、NTT東西による移行スケジュールについては、答申(案)に示したとおり、交換機や付加機能を提供するための機器の装置寿命等のハード面に基づき、移行に要する周知や関係事業者との協議の必要性といったソフト面にも配慮した上で、柔軟な対応が可能となるよう設定したのものとして、一定の妥当性が認められるが、今後の技術動向や市場環境の変化等を踏まえつつ、計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていくことが適当である。

第2章 総論(ネットワークの在り方等)

1 コア網のPSTNからIP網への移行に伴う今後のネットワークの在り方(1)今後のネットワークの在り方

意見2-6 NTT-NGNに基幹的なコア網としての役割が期待されていることを踏まえ、マイグレーション後において、競争環境の後退を招かないような政策を実現すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

NGNに期待される役割については、答申(案)に賛成の御意見として承る。

NGNにおける競争ルールに関する御意見については、答申(案)に示したとおり、今後のネットワークの発展等を踏まえつつ、NGNにおける競争環境の整備を図っていくことが重要であり、今後の参考とさせていただきたい。

(2)検討の基本的視座

意見2-10 「継続性」、「予見性・透明性」、「発展性・柔軟性」の観点は、今後のフォローアップにおいて、本答申に示された取組の実施状況の評価基準等として活用すべき。(イー・アクセス)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

意見2-11 PSTNからIP網への円滑な移行に向けて、「経済合理性」の観点も基本的視座の一つとすべき。(NTT東西)

円滑な移行のために関係者の負担を可能な限り抑えることが重要である点については、御指摘のとおりである。

なお、答申(案)に掲げた3つの基本的視座において、「継続性」に関してコスト面に配慮すべきこと、「予見性・透明性」に関して最終的な移行段階での混乱といった社会的コストの回避等を通じて移行の円滑化を図るべきこと、「発展性・柔軟性」に関して低廉かつ高度なサービスが提供可能な競争環境の整備により移行の円滑化を図るべきこと、がそれぞれ示され、意は尽くされているところであり、「経済合理性」の観点を改めて掲げる積極的な理由はないものとする。

(3)その他の関連ネットワークの移行が与える影響

意見2-15 2020年代初頭においても1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残り、光回線と並存することが見込まれることから、すべてのアクセス回線が光化される前提での議論は不要である。(NTT持株・東西)

答申(案)に示したとおり、アクセス回線については、全体的な方向性として加入光ファイバへの移行が進展していくことを前提とした上で、移行の円滑化を図る観点から、関係者が可能な限り早期に当該移行のスケジュールを共有することが必要としているところであり、今後、NTT 東西から適時適切に情報提供が行われることが適当である。

加えて、2020 年代初頭においてメタル回線が一定程度残るとした場合、NTT 東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当である。

2 NTT東西の「概括的展望」

意見2-19 PSTNからIP網への短期間での移行を目指すべきであり、そのために現状のPSTNの加入者がIP網への移行を魅力に感じるような新たなサービスを提供すべき。(テレコムサービス協会)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

なお、答申(案)に示したとおり、移行の円滑化を図る観点からは、可能な限り早い段階から、積極的移行を促進するための方策を講じた上で具体的な移行計画を示すことで、代替サービス等に自主的に移行できる環境に対する利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくとともに、通信プラットフォームのオープン化等の公正競争環境の整備を通じ、ブロードバンドの普及促進を図っていくことが適当である。

3 関係者による合意形成

意見2-25 NTT東西が行う関係事業者間の意識合わせを行う場にて検討を進めるべき。また、携帯電話事業者等を含めた全関係事業者の参加、及びオブザーバーとしての総務省の参加が必要。(ケイ・オプティコム)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

第3章 利用者対応

1 円滑な移行に向けた取組

意見2-28 円滑な移行を可能にするために、NTT東西による移行情報の公開や代替サービス等の提示、個別協議を通じた課題解決等がタイムリーに実施されることが必要。(総合警備保障)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性

意見2-32 NTT東西が提示しているサービスの維持・廃止の分類について検証を実施し、利用者や事業者に予期しない影響を及ぼすことが明らかになった場合はただちに区分を見直すべき。また当該分類の基となる考え方を利用者が入手しやすい形で公表すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

維持・廃止されるサービスの分類の検証については、答申(案)に賛成の御意見として承る。

分類の基となる考え方については、答申(案)に示したとおり、可能な限り公表していくことが必要であるが、御指摘のとおり、情報弱者である利用者等が不利益を被ることがないようにする必要性の観点を含め、趣旨をより明確化する観点から、答申(案)の内容を以下のとおり修正する。

P21

(略)NTT東西は、分類の基となる考え方について、引き続き、可能な限り、利用者が入手しやすい形で公表していくことが求められる。(下線部が追記部分)

3 各サービスに係る課題

意見2-34 公正競争環境の確保の観点から、移行促進を行うなかでNTT東西の加入電話での独占性が継承されていくことも排除することが重要。(ケイ・オプティコム)

コア網の移行については、公正競争環境の確保に留意しつつ行われることが適当であり、御意見は今後の参考とさせていただきます。

(1) 移行後も維持されるサービスに係る課題

意見2-35 当社は、円滑な移行を図る観点から、IP網への移行後も維持されるサービスが、その主要な提供条件に照らし、利用者に利用しやすいものにするように努めるとともに、移行計画の具体化に際し、当該提供条件を可能な限り分かりやすい形で提示していく。また、公衆電話について、継続にあたっての課題を含め、今後の在り方を検討していく。(NTT東西)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

(2) 廃止されるサービスに係る課題

意見2-39 ユーザ側のコスト、ネットワーク側のコストを合わせた国民全体のコストを最小にするという考え方が重要であり、NTT東西は、個々のサービスについての終了時期、代替サービスの内容(料金や利用条件)等の具体的な情報を早期に分かりやすい形で開示すべき。また、基本的な付加機能サービスを接続事業者も利用している場合に、接続事業者が追加的負担なくこれらのサービスを継続して提供できる環境を確保すべき。(KDDI)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

なお、利用者への対応の在り方については、答申(案)に示したとおり、IP網への移行に伴い既存のサービスが廃止される場合、代替サービスが適切な形で提供され、少しでも多くの利用者が積極的に移行することが移行全体の円滑化につながるため、代替サービスの開発・提供や情報開示を通じて、利用者の選択を増やしていくことが適当である。

また、PSTN上で競争的サービスを提供してきた接続事業者への対応については、答申(案)に示したとおり、多様なサービスが提供されうる環境を整備する観点から、公正競争環境を確保していくことが必要であり、今後の参考とさせていただきます。

(3) その他の課題(光回線の契約関連)

意見2-44 利用者周知において、公正な競争環境を担保する観点から、NTT東西だけでなく代替サービスを提供する可能性のある競争事業者等を含めた対応を検討すべき。(イー・アクセス)

代替サービスが競争環境下で選択可能となる環境を整備する必要性については、答申(案)に賛成の御意見として承る。

利用者周知の在り方については、公正競争環境の確保に留意しつつ行われることが適当であり、御意見は今後の参考としてさせていただきます。

第4章 事業者対応

1 PSTNにおける競争環境の維持 (1) コア網のIP網への移行に対応したコロケーションルールの在り方

ア コロケーション設備の減設に対応したコスト算定方法(電気料算定)の見直し

意見2-48 コロケーション設備に係る電気料の扱いを柔軟化することが適当との考え方に賛同。コロケーション設備の部分的な設備撤去を可能とし、実利用に応じた電気料を契約値とする運用をルール化することが必要。(イー・アクセス、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

コロケーション装置に係る電気料の扱いを柔軟化する具体的な方法については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。

意見2-49 使用電力値や最大消費電力値ではない、他事業者の自己申告値に基づく電気料の負担は、客観性、公平性、適正性を確保できないことから、適当でない。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、接続事業者には様々な事業規模の者が存在するという点を踏まえると、全ての事業者において自らコストをかけてメータを設置し使用電力量を実測することが可能とは必ずしも言えない。また、使用しないスロットに物理的な措置を加えて使えなくすることを条件に減設した設備に基づく電気料を算定するという方法についても、設備の価値を不可逆的に減じるという点と柔軟性の観点から必ずしも適当であるとは言えない。

なお、電気料の算定に当たって、客観性、公平性、適正性の観点から検討を行うことが必要である点は御指摘のとおりであり、NTT 東西においては、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、電気料の扱いを柔軟化する方法について検討を行い、具体的な考え方について総務省に報告することが適当である。

イ コロケーション設備の撤去に伴うルール(「6ヶ月前ルール」)の見直し

意見2-50 コロケーション設備の撤去に伴うルール(「6ヶ月前ルール」)を見直した上で、必要な取組を行うことが適当とする考え方に賛同。「転用に要する平均的な期間」を短縮すべき。また、転用に要する期間に係る実態に関するデータは開示し、妥当性を判断することが必要。(イー・アクセス、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、KDDI)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

答申(案)に示したとおり、まずは、転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して「6ヶ月前ルール」の妥当性の検証を行うことが必要であり、これを踏まえて設備撤去に係るルールを見直すことが適当である。

なお、転用に要する期間に係る実態に関するデータは開示すべきとの御意見については、転用の実態は様々であることから、転用に要する期間に関する全てのデータを開示することは必ずしも適当であるとは言えない。ただし妥当性を判断するために必要な情報については開示されること適当である。

ウ コロケーションスペースに空きがない場合の増設の義務化、申込み手続きの簡素化、リードタイムの短縮化

意見2-52 Dランク(利用不可)となっている収容局ビルについては、適切なタイミングでNTT東西における直近数カ月の設備計画の開示がなされるべき。また、「空きスペース」だけでなく、「電力」「空調」「中継ダークファイバ」「IDF」等が確保できない場合も、円滑なマイグレーションができなくなる懸念があることに留意が必要。(KDDI)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

なお、「電力」「空調」「中継ダークファイバ」「IDF」等が確保できない場合も光サービスの展開が遅れ、円滑なマイグレーションができなくなる懸念があるとの御意見については、今後の参考とさせていただきたい。

(2)マイラインの在り方

意見2-57 移行先のNGNにおいても、マイラインに相当する事業者間の競争環境は必要。(フュージョン・コミュニケーションズ)

答申(案)に示したとおり、NGNにおいて提供される0AB-JIP電話については距離に依存しない料金体系となっているなどPSTNとは異なる競争環境となっている。また、今後IP網同士の直接接続に向けて事業者間の検討が進められているところであり、まずは、ユーザーニーズやNGNにおける電話サービスの実現に向けたオープン化等の状況を踏まえた上で、IP網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当である。

(3)メタル回線コストの在り方

意見2-60 接続料が上昇し続けた場合には、結果としてレガシー系サービスのユーザの利便性を損なうおそれがあることから、接続料水準の上昇を抑制する手段を講じるべき。(KDDI)

答申(案)に示したとおり、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが必要である。

実績原価方式は、実際に発生する費用と需要に基づき接続料を算定することを基本とする接続料算定方法であるところ、メタル回線に係るコストについては情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成22年3月29日)において、「NTT東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえると、コスト削減インセンティブに係る課題が解消されたとまで言えないことから、NTT東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当」とされている。

接続料水準の上昇を抑制する手段に係る御意見については、今後の参考とさせていただきたい。

意見2-64 PSTNマイグレーション後もメタル回線は一定程度残るものと想定。コスト削減努力は常に行っていくが、メタル回線は需要減が激しく、今後接続料が上昇していくことが想定。メタル回線を利用する接続事業者は、当社と同様、利用に応じて負担すべき。また、仮に接続料の上昇を意図的に抑制した場合、当社に負担となるだけでなく、円滑なIP網へのマイグレーションの阻害にも繋がりがかねないことを懸念。具体的なコスト検証に当たっては当社の考え方を踏まえ検討すべき。(NTT東西)

メタル回線コストの検証については考え方2-60に同じ。

マイグレーション時もメタル回線は一定程度残るという点については、答申(案)に示したとおり、メタル回線の今後の位置づけやアクセス回線の移行スケジュールが必ずしも明らかでないため、接続事業者にとって予見性が高まらない状況であることから、アクセス回線の加入光ファイバ回線への移行については、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けて様々な方策について検討していくことが適当である。

2020年代初頭において一定程度のメタル回線が残る場合においても、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましい。

なお、具体的なコスト検証に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。

(4)メタル回線の撤去に係るいわゆる「4年前ルール」の在り方

意見2-68 2020年代初頭においても、1,000万回線から2,000万回線程度のメタル回線が残ることが現時点では見込まれるため、現時点ですべてが光化されることを前提とした議論は不必要。4年前ルールを遵守するが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した段階で、必要な情報を速やかに接続事業者の説明する。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、アクセス回線の加入光ファイバ回線への移行については、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けて様々な方策について検討していくことが適当である。

2020年代初頭において一定程度のメタル回線が残る場合においても、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましい。

また、4年前ルールについては、答申(案)に示したとおり、「代替サービス」の提供可能時期等について、今後の移行の進展を見据えた所要の明確化を図ることが適当である。

2 NGNにおける競争環境の整備

【第II編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について の 第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進 参照】

3 コア網のIP網への移行に対応したハブ機能の在り方(緊急通報を含む)(1)ハブ機能の在り方等

意見2-85 ハブ機能の実現に向けた事業者間精算の仕組み等について、早期に検討に着手することが適当とする答申(案)に賛同。(東北インテリジェント通信)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

(2)緊急通報の扱い

意見2-94 緊急通報受理用回線については、ひかり電話を利用することにより代替可能と考えているが、受付台のインターフェースの光対応が必要となるため、今後、警察・消防機関の設備の更改時期に合わせてひかり電話対応機器を導入していただくよう説明していく。意識合わせの場において、事業者から意見を聞いた上で検討するとともに、緊急通報受理機関、自治体等との間においても意見をよく聞いて対応していく。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、IP網への移行に対応した緊急通報の在り方については、継続性・予見性の視座を重視し、移行の進展に応じ、意識合わせの場を含め、関係事業者、自治体、緊急通報受理機関のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めることが適当である。

4 コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い

意見2-95 まずは接続事業者がNTT東西のNGN上において0AB-JIP電話を提供できる環境を整備することを優先すべき。この前提で番号ポータビリティの検討を行う場合、まずはNTT東西から競争事業者への番号ポータビリティから検討すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

NGNにおいて接続事業者が0AB-JIP電話を提供できる環境を整備することが必要という御意見については、NGNのオープン化を検討する際の参考とさせていただきます。

答申(案)に示したとおり、PSTNにおいて実現していた番号ポータビリティについては、基本サービスの継続性の観点からは、今後も引き続き維持されることが求められるとともに、これまでNTT東西から競争事業者への番号ポータビリティが義務付けられてきたことを踏まえると、PSTNからIP網への移行にあたって、NTT東西の0AB-JIP電話の契約者数のシェアが70%弱を占める状況に照らし、可能な限り早期に、0AB-JIP電話においてNTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められる。

また、利用者利便の観点からは、NTT東西の利用者だけでなく、競争事業者の利用者が他事業者へ番号ポータビリティを利用して移転可能とすることも求められる。

第5章 本検討のフォローアップについて

意見2-103 当社としては、半年程度の期間では状況は大きく変わらないため、ある程度の課題が整理された段階で関係事業者との協議状況や利用者対応状況等について報告したい。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、今後のフォローアップは、移行に向けた各種取組の進展状況、利用実態及び市場環境の変化等について、多角的に把握・検証するためのものであり、いたずらに間隔をあけることなく、ある程度定期的に行っていくことにより、機動的に検討を行いうるようになることが適当であり、半年ごとという例示には一定の合理性が認められると考える。

3. 第II編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進

1 中継局接続機能のオープン化 (1)中継局接続機能のオープン化

意見3-6 中継局接続の新たな設定単位の導入等については、これまで接続事業者から具体的な要望は受けていない。具体的な要望があれば、答申(案)に記載された課題も含め、設定単位の細分化・柔軟化やインターフェースの多様化の検討を進めていく。また、中継局接続のPOI新設については、意識合わせの場において事業者から意見をよく聞いた上で検討していく。なお、IP網の接続については、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、同じIP網同士の接続として、事業者間の双務的な関係に基づく協議に委ねるべき。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化を図るために必要な措置をとることが適当である。

オープン化の内容については、設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化等が考えられるが、NTT東西においては、関係事業者間での議論も踏まえ、その内容について検討を進めることが適当である。

(2)中継局接続機能に係る標準的な接続箇所(POI)の在り方

意見3-8 POIの新設については、関係事業者からの意見をよく聞いたうえで検討する。その検討に際しては、関係事業者の意見を踏まえつつ、極カルータや伝送路の増設が少なく、効率的なネットワークを維持できるよう、できる限り呼が集約できる場所をPOIの新設場所としたい。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い、創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所に相互接続点が設置されることが望ましい。今後他事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、IGS接続に係るPOIとの関係やコストに留意しつつ、中継局接続機能に係るPOIを予め増設することが必要である。

POI新設に当たっては、御指摘の点の他、上述のとおり、IGS接続に係るPOIとの関係や適切な負荷分散を図る必要がある点に留意することが必要である。

2 収容局接続機能のオープン化

意見3-9 収容局接続機能について、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化や接続事業者から示されているフレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的な措置についても検討を行うことが適当とする答申(案)の考え方に賛同。(イー・アクセス、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

意見3-11 NGNの収容局接続機能に地域IP網と同様の100Mメニューを設けることについて、具体的な要望があれば検討していく。収容局接続機能の更なるオープン化の補完的な措置として、いわゆるフレッツ光サービスの卸提供(1ユーザ単位の接続料化)が例示されているが、提供は困難であり、実施する考えはない。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、NGNの収容局接続については、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当であり、NTT東西においては、他事業者からの要望も踏まえつつ検討を行うことが適当である。

なお、NGN 答申において、「ISP 接続については、現在、NTT 東西の接続約款上、接続料が設定されていないが、NGN のISP 接続について接続料が設定されると、NGN をコストに適正利潤を加えた額で利用可能となり、当該額からは営業費用等が控除されるので、NTT 東西とISP 事業者がNGN とISP 部分を「ぶつ切り」料金でそれぞれ利用者に請求するよりも安価な料金でのサービス提供が期待され、その結果サービス競争が促進されることとなる」との評価が示されており、「今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、技術的問題等を含め引き続き検討することが適当」と整理されている。このことも踏まえ、フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的な措置についても技術的な課題等の必要な検討を行うことが適当である。

3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 (1)アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係

意見3-13 NTT東西から提供された配線ブロック情報については、事後的に配線区画が分割／縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT東西の利用部門と競争事業者との間で公正な競争環境が確保されていない状況。競争事業者が効率的にユーザを集められるよう配線区域内のシェア利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要。(KDDI)

配線ブロックの在り方については、答申(案)に示したとおり、配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性があり得るものであり、今後、公正競争環境を一層整備する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要である。この検討に資するため、NTT東西においては、現在の配線ブロックの世帯数や需要が疎であるエリアの分布状況などの設備構築状況について総務省に報告を行うことが適当である。

なお、本件については、分岐単位接続料設定の適否と関連する側面もあることから、御意見に示された内容も参考としつつ、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)においても分岐単位接続料設定の適否とあわせて検討することが適当である。

(2)光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方

意見3-18 NTT東西に対して設備構築に係る情報や計画を開示・更新することを義務づけること等により、NTT東西の利用部門と競争事業者との間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべき。(KDDI)

答申(案)に示したとおり、配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がありうるという観点等も踏まえ、ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要である。以上に資するため、NTT東西においては、開示すべき情報を整理し、総務省に報告を行うことが適当である。

(3)接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案

意見3-20 情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)にて建設的な議論が行われ、かつ何らかの解決策が見出せるよう、答申(案)においては、本年度中の結論を導き出すとする記載を追記することを強く要望。光のファイバシェアリングが、最も優先して検討されるべき接続形態。(イー・アクセス)

答申(案)に示したとおり、接続事業者から示されている提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、現在分岐単位接続料の設定の適否に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、御意見に示された内容も参考としつつ、技術面・経済面を含む多角的な観点から検討を行うことが適当である。

意見3-21 分岐単位接続料やそれに類似した接続料の設定について、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西にコストをつけ回すことや、設備を共用にすることで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞するといった理由から、その導入には反対。(東北インテリジェント通信、ケイ・オプティコム)

意見3-24 情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において実現に向けた検討を深め、可及的速やかに結論を得ることが必要。OSU共用とGC接続類似機能の検討を先行することが得策。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見3-27 GC接続類似機能等を含め分岐単位での貸し出し(OSU共用)という接続形態については、サービスの進化・発展を妨げサービス競争を阻害するものであり、また、サービス品質の確保や迅速な故障復旧等の障害となるといった極めて重大な問題があることから、実施する考えはない。現在の光ファイバ接続料は既に低廉化しており、2~3ユーザを獲得すればADSL並みの料金が実現可能。(NTT東西)

考え方3-20に同じ。

(4)FTTHサービスにおける端末設備(ONU)の在り方

意見3-29 ONU開放を進めることで、端末の多様化等を通じ、消費者のニーズの高度化・多様化に対応することが必要。その際、答申(案)にある技術的課題の整理等必要な検討を速やかに行うためにも、検討の場や期間を予め決めておくことが重要。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

FTTHサービスにおけるONUの開放の是非及びその在り方に関しては、利用者による端末設備の接続の考え方、これまでの端末開放の経緯等を踏まえ、ブロー

ドバンドの普及を促進する観点から、答申(案)において、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当としている。このためには、関係事業者から情報を得つつ必要な検討を進めていくことが望ましいことから、まずは具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、NTT東西は、ONUとOSUが協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関連する課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当である。

4 通信プラットフォーム機能のオープン化

(1)通信プラットフォーム機能のオープン化(NNIのオープン化)、(2)通信プラットフォーム機能のオープン化(SNIのオープン化)

意見3-31 プラットフォーム機能については、他事業者からNTT東西への具体的な接続要望がない。プラットフォーム機能の実現については、事業者からの具体的な要望を受けて、事業者間によく話し合った上で対応するといった進め方が現実的。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、NGNの通信プラットフォーム機能、とりわけSNIにおける通信プラットフォーム機能のオープン化の進め方については、事業者間で見解が異なっているものである。

この点、SNIにおけるプラットフォーム機能については、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGNにおける機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。

また、NNIにおけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド普及促進に向けて様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要になることに鑑み、IP網同士の直接接続が現に検討される中、PSTNにおいて具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当である。

(3)一種指定設備の機能に係る情報開示の在り方

意見3-42 NTT-NGNのアンバンドル等の議論を加速化するためにも、情報開示告示の対象とすべき機能・設備や開示項目を新たに追加すべき。その際は、IP網全体に係る設備にその対象を拡大すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

なお、答申(案)に、①「機能の内容」に関する情報を事前に提供することや②現在の情報開示告示に明記されていないSNIの条件を開示することなどを例示しているとおり、情報開示については、NTT 東西の一種指定設備に係る網機能の追加・変更に当たり、当該機能による接続を実現するために接続事業者側で必要となる情報の開示を求めるものであり、網機能の追加・変更に関係なく現在アンバンドルされていない機能を新たに設定するための情報を求める趣旨のものではない。

開示対象とすべき機能・設備の内容及び項目に係る御意見については、総務省において検討を行う際に参考とすることが適当である。

総務省においては、上記答申(案)や事業者間の具体的な意見を踏まえつつ、情報開示告示の見直しを含む、情報開示の在り方について検討を行い、所要の手続きを行うことが適当である。(以下略)

5 NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方

意見3-47 NGNがPSTNの基本的役割の多くを受け継いでいくとの基本認識を前提とすると、NTTがオープンなネットワーク構築に対して一貫して否定的な態度を取るという状況が続けば、取り返しのつかないレベルで競争環境の後退を招くこととなるは必至。可及的速やかに、PSTNと同等以上のNTT-NGNのアンバンドル化を推進し、早急に公正競争環境確保のための取り組みを加速化すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

今般の答申(案)においては、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向も踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を整理したところである。

アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時より接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。

以上を踏まえてNGNのオープン化の検討がなされることにより、NGNにおける公正競争環境が整備されることが期待される。

なお、答申(案)においても、マイグレーションの進展に適切に対応し、競争環境を一層整備する観点から、その他にも考慮すべき適切な要素があれば時宜に応

じた追加・見直しを行っていくことが望ましいとしており、御意見については、今後の参考とさせていただきます。

6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方 (1) 事業者間協議における透明性向上

意見3-51 「協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化」等の整理を行い、後は事業者間協議に委ねるだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の十分な向上を期待することは困難であるため、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じ、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けるべき。(NTT東西)

答申(案)においては、接続料算定に係る事業者間協議の透明性向上に向けて、「できる限り透明性の高い手法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当」としているところであり、頂いた御意見については今後の検討に際し参考とさせていただきます。

意見3-52 接続料については、原則として、相互に理解が得られるよう、一義的には事業者間協議で解決を図ることが適当。協議難航の際には、指定設備設置事業者以外の事業者の接続料に関しては、「第三者検証スキーム」を確立することで、透明性確保や算定根拠の妥当性検証を行うことが可能。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

答申(案)に示したとおり、今後PSTNからIP網へのマイグレーションが進む中、IP網同士の直接接続が増加すると想定され、事業者間協議の不調は、結果としてIP網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である。この点は、固定通信・移動通信の別、指定・非指定の別を問わず妥当するものであり、累次の接続ルールを踏まえつつ、紛争処理や第三者検証以前の通常の事業者間協議段階に着目して対応すべき課題であると考えられる。

(2) 固定電話発着携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方

意見3-53 ユーザ利便の向上の観点から、携帯電話事業者自らが、固定発・携带着通話に係るユーザ料金の格差を是正し、料金の低廉化を図る、あるいは、ユーザ自身が利用する料金を認識出来るようにすることについて検討していくことが必要。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、着信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユーザにとって適用される通話料金が分からないという指摘について、携帯電話事業者(着信)側が設定する通話料が、NTT東西(発信側)の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当するかという点も含め、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当である。

意見3-54 固定発携带着通話のユーザ料金については、中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられており、料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情は存しない。また、仮に、固定事業者が料金を設定することとした場合、料金設定を行うことが可能な事業者数の減少により、かえってユーザ利便性低下に繋がる可能性がある。当社と固定事業者の料金は、必ずしも大きな開きがあるとは言えないが、今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく。(NTTドコモ)

考え方3-53に同じ。

第3章 モバイル市場の競争促進

1 ネットワークレイヤーのオープン化 (1) 第二種指定電気通信設備制度の見直し

意見3-59 二種指定設備制度に係る規制の適用対象の拡大は時宜を得た方針。速やかに必要な省令改正等の措置を希望。(NTTドコモ)

答申(案)に賛成の御意見として承る。答申(案)に示したとおり、総務省においては、具体的な基準について速やかに検討を行った上で、省令改正等必要な措置を講じることが適当である。

意見3-62 二種指定設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るもの。電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、全てのMNOに同等の競争ルールが適用されるべき。(NTT持株、NTT東西)

二種指定設備制度は一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることにかんがみ、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、優位な交渉力を持たない事業者まで規律の適用対象とすることは適当ではない。

意見3-64 二種指定設備制度については、MVNOの新規参入及び市場への影響を考えると、MVNOの促進に留意した制度設計の見直しが必要。(テレコムサー

<p>ビス協会 MVNO協議会)</p> <p>答申(案)に賛成の御意見として承る。答申(案)に示したとおり、二種指定設備制度については、MNO間の競争促進という制度創設時の主眼を維持しつつ、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として位置付けることが適当である。</p> <p>意見3-68 二種指定設備制度見直しに関連し、閾値の見直しとして10%という基準値を例示しているが、当該数値はセーフハーバーとして設定されているものであり、採用すべきではない。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>答申(案)に示したとおり、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられ、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しい。この場合、MVNOに優位な交渉力を認めるまでには至らない「相当程度のシェア」が具体的にどの程度なのかを検討するに当たって、例えば競争法上の競争の実質的制限に係る基準等を参考とすることは適当である。</p> <p>意見3-71 携帯電話事業者間の接続料を巡るあっせん事案の提起を理由に、二種指定設備制度自体の見直しを直ちに行うと結論づけるべきではない。また、あっせん事案については、非指定事業者の接続料を巡る事業者間の問題解決を図る「第三者検証スキーム」を確立することが適当。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>答申(案)に示したとおり、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられるため、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である。</p> <p>「第三者検証スキーム」に係る御意見については、今後の参考とさせていただきたい。なお、二種指定事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、総務省が、当該接続料の算定が同ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか必要な検証を行うこととされている。</p>

(2)禁止行為規制の見直し

<p>意見3-78 禁止行為規制について、市場や競争状況に応じた適用廃止の余地を明確にするとともに、禁止行為規制の適用対象となる事業者の事業運営に対し、過度な制約につながらないよう、慎重かつ柔軟な運用をすべき。(NTTドコモ)</p> <p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>意見3-79 現在、禁止行為規制により、特定の電気通信事業者と提携し、柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便の低下及び国際競争力の阻害につながる恐れがある。よって、NTT東西のように、現行法では「市場支配力を有する者」とされている事業者との間での連携について、ユーザ利便確保・向上の観点から認められるべき。(NTT持株)</p> <p>答申(案)に示したとおり、電気通信事業法第30条3項2号は、禁止行為等規定適用事業者が特定の電気通信事業者に対し不当に優先的な取扱い等を行うことを禁じるものであり、不当性が認められない業務提携等まで禁止するものではない。</p> <p>ただし、我が国のモバイル市場において、禁止行為規制が電気通信事業者の事業提携・事業展開や技術開発等を必要以上に制限することにより、結果として国際競争力やユーザ利便を損なうことを防止する観点から、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行うことが必要である。また、総務省において、規制の適用にあたり過剰な萎縮効果が働くことがないよう、運用の一層の透明化を図られる余地がないかという観点から、共同ガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、NTTドコモとNTT東西の連携と禁止行為規制の関係については、通常、市場支配的な電気通信事業者同士の連携が競争環境に与える影響が大きいと考えられること等も踏まえ、利用者利便性の観点のみならず、公正競争確保の観点から、慎重な判断を要すると考える。</p> <p>意見3-80 禁止行為規制の適用が除外される行為類型(ホワイトリスト)についても予め明確化することで、制度の慎重な運用に資するべき。また、「不当」性が認められる場合に限られる旨を明確化し、さらに電気通信役務提供に限定して適用することについて明確化すべき。また、当社の一方的な規律・干渉により当該事業者の事業活動が困難となるような状況は想定し難いことから一定の市場支配力を有する事業者に対して、また海外の法人に対する行為については規制の対象外となる旨を明示すべき。(NTTドコモ)</p> <p>総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、関連ガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、当該検討にあたっては、答申(案)に示したとおり、禁止行為規制の趣旨に照らし、規制の適用による過剰な萎縮効果が働くこと等を防止する観点から、規制対象となる行為について一層の透明化を図ることが適当であるが、規制対象となる行為の不当性や適用対象の範囲の解釈にあたっては、ある特定の行為が競争環境に与える弊害の有無や程度を勘案し、市場支配力の濫用といえるかどうか等につき判断する必要がある、個別事例ごとの判断を行わざるを得ない側面が</p>

存在することにも留意することが適当である。

意見3-82 禁止行為規制における「不当」性は、個々のケースに応じて判断されるべきものであり、特定の事例を事前に明確化することは不可能。共同ガイドラインの見直しを行う場合には、むしろ、禁止行為事業者同士による連携サービスのように、明らかに競争を阻害する事例を明確にし、規定すべき。(KDDI、イー・アクセス)

考え方3-80に同じ。

(3)MVNO事業者の参入促進

意見3-87 モバイル市場においては、MVNOによる競争が重要。卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することは適当ではないとの答申(案)に賛同。また、接続拒否事由の明確化についても賛同。(ケイ・オプティコム)

卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することが現時点では適当ではないことについては、答申(案)に賛成の御意見として承る。

接続拒否事由の明確化に係る御意見については、答申(案)に示したとおり、モバイル市場の発展という趣旨にそぐわない態様での接続請求が行われるおそれを踏まえ、これまでの累次の解釈を整理し、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNO 事業化ガイドライン」という。)等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましい。

意見3-90 接続義務の規制は、諸外国と同等の規制レベルとすることが必要。MVNOに対する接続義務は廃止し、あくまでも民民のビジネスベースの契約に委ねるべき。(NTT持株)

答申(案)に示したとおり、有限希少な周波数を利用するモバイル市場において、モバイル市場の活性化のためには、周波数の割当を受けないMVNOの参入促進は重要である。MVNOにとっては、卸電気通信役務と接続の双方の形態をケースバイケースで柔軟に判断する余地があることが進展につながっていると考えられ、MVNOの参入を促進し、モバイル市場の公正競争を確保する観点からは、どちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない。

2 プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化 (1)プラットフォームレイヤーのオープン化

意見3-104 プラットフォームレイヤーのビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の環境に委ねるべき。市場環境を注視する上では、MNOの垂直統合モデルの枠内に収まらない多様なビジネスモデルが創出されつつある点に着目していくことが必要。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

プラットフォームレイヤーに対するルールのある在り方については、答申(案)に示したとおり、プラットフォームレイヤーのオープン化は、多様なサービス展開を可能とすることにより、モバイル市場全体の発展や、ユーザ利便の向上に貢献するものである一方、規制の導入等については謙抑的かつ慎重に対応することが必要であることにも留意すべきである。

サービスプラットフォームの進展状況等を注視する上で注目すべき点については、今後の参考とさせていただきたい。

(2)SIMロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化

意見3-108 すべてのモバイル事業者にSIMロック解除を義務付ける等の制度的な措置を講じるべき。(ケイ・オプティコム)

答申(案)に示したとおり、利用者利便の確保等の観点から、SIMロック解除を推進していくことが適当であるが、「SIMロック解除に関するガイドライン」に基づく取組は開始されたばかりであり、現時点において、SIMロック解除に向けた事業者等の取組の状況を評価した上で制度的な措置について検討を行うことは時期尚早である。したがって、総務省においては、引き続き、SIMロック解除の取組を推進していくなかで、課題の有無を含め、市場の動向を注視していくことが適当である。

意見3-109 SIMロック解除を含む移動体端末ビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを基本とすべきであり、行政が過度なルールを課すべきではない。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

考え方3-108に同じ。

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等（1）手続の電子化等の促進

意見3-113 電柱・管路等の使用に関する手続の電子化を促進するとともに、道路占用許可については、総務省から具体的な要望を国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することを希望する。（日本ケーブルテレビ連盟）

答申(案)に賛成の御意見として承る。

（2）調査回答期間の短縮

意見3-118 調査回答期間について、期間短縮と明文化が必要。（日本ケーブルテレビ連盟）

答申(案)に示したとおり、利用者のニーズ等に応じた速やかな光ファイバ等の敷設を可能とする観点からは、調査回答期間は可能な限り短縮することが望ましいものであるが、まずは当事者間での協議を通じ、様々な場合ごとの適切な調査回答期間について、関係者が共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視すべきである。

（3）電柱の強度の在り方

意見3-122 強度不足で電柱の使用が不可とされた場合はその根拠を提示すべきである。（日本ケーブルテレビ連盟）

電柱・管路ガイドラインにおいては、事業者から設備の使用の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、セキュリティーの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする（第3条第4項）とされており、設備保有者は、この点を踏まえた対応が求められる。

2 マンション向け光屋内配線の開放

意見3-123 マンション向け光屋内配線については、FTTH市場における公正な競争環境を構築する観点から、早期に一種指定設備の対象とすることが必要。（イー・アクセス）

答申(案)に示したとおり、マンション向け光屋内配線の3種類の設置形態のうち光ファイバ回線を用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合は約17%(NTT東日本)、約16%(NTT西日本)に留まっており、NTT東西のFTTHシェアとマンション向け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえず、光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。

意見3-124 接続ルール答申時と状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を一種指定設備にする必要はない。相互転用の実施に向けて、KDDIとの協議において、具体的な課題を整理するとともに、課題の検証を行うため、KDDIから個別物件を提示いただき、トライアルを実施する。（NTT東西）

マンション向け屋内配線の一種指定設備化については、考え方3-123に同じ。

転用ルールの整備については、マンションの設備設置形態は千差万別であり、具体的な要望内容を整理する必要があることから、総務省においては、現在NTT東日本とKDDIの間で行われている具体的なマンションにおける相互転用協議を注視するとともに、転用ルールに係る具体的な内容が速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当である。

3 地中化エリアへの対応（1）加入光ファイバの部分的な開放に関するルール整備

意見3-131 NTT東西の光ファイバの電柱上からユーザ宅までの区間だけを貸し出すことについては、課題も想定されるが、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく。なお、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能。（NTT東西）

答申(案)に示したとおり、光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性の整理、必要となるコストの特定などが必要となるため、事業者から示された具体的な課題も含め、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である。

なお、自治体等の地中化計画策定と競争事業者のエリア展開のタイミングは必ずしも一致するわけではないと考えられるため、競争事業者の事業展開の柔軟性を高める観点から、光ファイバの部分的な開放に係るルール化は、既設の地中化エリアに留まらず今後の地中化されるエリアであっても必要である。

(2)集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追い張り

意見3-133 引込管への追い張りについて、当事者間で技術的検証、ルール作りが必要であるが、電線共同溝については、引込管・引込設備の共用に関する制度を設けるべき。(日本ケーブルテレビ連盟)

答申(案)に示したとおり、集合住宅等に関する引込管への追い張りについては、現時点において、どのような技術的条件等を満たせば既設の光ファイバ等に損傷を与えることなく追い張りが可能となるかという点について、まずは当事者間の協議を通じ、既設の光ファイバ等に損傷を与えないための技術的条件等について共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視することが適当である。

電線共同溝の引込管・引込設備についても、道路の区域外に設置される設備であり、通常は建物所有者や電気通信事業者が所有するものであることに留意しつつ、まずは当事者間の協議を通じ、追い張りが可能となるための技術的条件等についての共通認識を持つことが必要である。

4 鉄塔等の一層のオープン化 (1)鉄塔等の共用に関するルールの在り方

意見3-136 鉄塔等をMNO自らが建設することを原則とすると確定的に記載することは適当でなく、鉄塔等の共用について追加的措置を引き続き検討すべき。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

答申(案)に示したとおり、モバイル事業は有限希少な周波数の割当てを受けて行うものであるため、原則として、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要であり、また、鉄塔等の共用を義務付けた場合、自ら鉄塔等を設置して設備競争を行っているMNOが不利となり、設備競争を阻害し、電気通信の健全な発達を損なう懸念がある。

他方、鉄塔等の共用を促進することが、エリア拡大による利用者利便の向上に資することとなるとの議論もあるところであり、鉄塔等の共用を更に促進することがMNOの設備構築インセンティブに与える影響や、過疎地域等におけるサービス提供エリア拡大の状況等も十分に踏まえた上で、改めてルールの見直しが必要となった際に検討を行うべきである。

意見3-137 賃貸用鉄塔については、電柱・管路ガイドラインの適用対象から明示的に除外すべき。(ケイ・オプティコム)

電柱・管路ガイドラインは、あくまでも標準的な取扱方法を取りまとめたものであり、当事者間の合意に基づいて同ガイドラインに掲げる取扱方法と異なる取決めを行うことを妨げるものではない。

したがって、賃貸用鉄塔について、同ガイドラインに掲げられた貸与の対価は、あくまでも自ら使用している設備を他者にも使用させる場合を念頭に置いたものであり、専ら賃貸事業として行う場合にまで適用すべきものではないとの考え方等を、鉄塔の使用を希望する電気通信事業者に対して十分に説明すること等により、当事者間の合意に基づいて同ガイドラインに掲げる取扱方法と異なる取決めを行うことは可能である。

(2)ローミングに関するルールの在り方

意見3-138 大規模災害時の緊急ローミングの義務化は適当ではないとされた答申(案)に賛同する。また、緊急通報に限定したローミングは、様々な技術的課題があること等に留意すべき。(NTTドコモ)

答申(案)に賛成の御意見として承る。

なお、110番、119番等の緊急通報に限定したローミングの実現に向けて検討を行う際には、接続ルール答申に掲げられた課題や御指摘のような課題も含めて検討することが適当である。

意見3-140 緊急通報に係るローミングは、具体的な検討の場とスケジュールについて早期に明確化を図ることが必要。また、災害時等緊急時におけるローミングについても、具体的なルール化を図っていくことが重要。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

110番、119番等の緊急通報に限定したローミングの検討については、答申を受けて速やかに具体的な検討の場を設けることが適当である。

また、大規模災害等の緊急時におけるローミングについては、答申(案)に示したとおり、当事者間の協議を通じ、課題の解決が図られるものであるかどうかを注視すべきである。

意見3-142 ローミングについては、周波数割当てに起因した競争政策上の課題として、継続した検討が行われるよう要望する。また、卸電気通信役務等での整理も可能とするなど柔軟な考え方に立ち、事業者間交渉をサポートするスキームの検討や、接続応諾義務について市場環境に応じた判断を要望する。緊急通報に限定したローミングについて望ましいとした認識は適当。(イー・アクセス)

ローミングと周波数割当てとの関係については、答申(案)に示したとおり、スマートフォン等の急速な普及に伴い、周波数のひっ迫が今後一層課題となることが見込まれる中で、モバイル分野における設備競争の重要性は更に増していくと考えられるが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。

MNOによる他MNO網の利用形態については、答申(案)の中で引き続きその考え方を維持することが適当とした接続ルール答申において、卸電気通信役務方式が存在することについても掲げているところである。同方式による場合、ネットワークの提供を受ける電気通信事業者がエンドユーザに対して電気通信役務の提供及び料金設定を行うこととなるとともに、事業者間での協議が整わなかった場合等において、総務大臣の協議命令及び裁定、電気通信紛争処理委員会の紛争処理等の対象となる。

接続ルール答申に掲げる接続協定方式に関し、接続拒否事由に該当しない事例について、市場環境に応じた判断が行われることは重要であるが、具体的な事例に応じて判断することが適当である。なお、接続協定方式については、ネットワークを提供する電気通信事業者の役務提供区間内で完結する発着信に関し、接続協定のみではいわゆるローミングでの実際の提供が困難と考えられることに留意が必要である。

緊急通報に限定したローミングについては、答申(案)に賛成の御意見として承る。

第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

意見3-143 既存の競争セーフガード制度及び競争評価の取組を踏まえつつ、新たな公正競争環境の検証の仕組みを設けて実施するという考えに賛同する。その際、適切な運用に留意しつつ、包括的検証の結果として公正競争上の問題があると認定されれば、NTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべき。(KDDI)

基本的に答申(案)に賛成の御意見として承る。

答申(案)に示したとおり、今年度中にガイドラインを策定した上で、2012年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下「公正競争レビュー制度」という。)の運用を実施すべきであり、総務省においては、意見に示された内容について、ガイドライン策定に当たっての参考とすることが適当である。

1. 公正競争の検証の在り方

意見3-148 フォローアップの場等を利用して、市場の在るべき姿について継続的に議論を行い、その結果を公正競争レビュー制度の検証内容や3年後の包括的検証に反映することが望ましい。(イー・アクセス)

答申(案)に示したとおり、本審議会として、必要なフォローアップを行っていくことが求められるものであり、2012年以降も、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会を存置した上で、公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議することが必要である。

なお、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」に掲げられた包括的検証については、答申(案)に示したとおり、公正競争レビュー制度の運用状況や検証結果を踏まえ、2014年度の同制度に基づく検証に併せて実施することが望ましい。

2. 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み

意見3-152 NTTグループをはじめ、市場支配力を有する企業グループのグループドミナンスに対処すべく、既存のガイドラインや制度を見直すべき。(ケイ・オプティコム)

答申(案)に示したとおり、NTTグループについては、指定電気通信設備制度や累次の公正競争要件等の適切な運用に加え、NTT東西の機能分離等の導入や、本検討を踏まえた競争政策の見直しを進めていくことにより、引き続き公正競争環境を担保していくことが重要である。

また、2014年度の公正競争レビュー制度に基づく検証に併せて実施する包括的検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当である。

その際には、同一グループに属する事業者間連携等の市場動向の変化に留意することが考えられる。

意見3-156 公正競争要件や事業領域規制について、撤廃を含めた見直しを図るべき。(NTT東西)

答申(案)に示したとおり、公正競争レビュー制度において、NTT等に関する累次の公正競争要件の検証を行うことが適当である。

また、NTT東西の業務範囲の在り方については、NTT法において規定されているものであるが、2014年度の公正競争レビュー制度に基づく検証に併せて実施する包括的検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度に

より得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当であり、その際に必要に応じて検討すべきものとする。

意見3-157 競争ルールの枠組みについて検討する際、モバイル系と固定系の垣根を無くして一体的に捉えて公平な競争環境の維持を図るという視点や枠組みが必要。(STNet)

答申(案)に示したとおり、指定電気通信設備制度は、市場の画定という点については、固定・移動をア priori に分けた仕組みであり、市場支配力という点については、電気通信設備のシェアに着目して単独の事業者を単位として認定し、規制内容という点については、接続関連規制をベースとして、行為規制やサービス関連規制を構築しているものであるが、包括的検証の結果、指定電気通信設備制度の見直しを行う際には、市場動向等を踏まえ、当該仕組みの適否を検討することが望ましい。

第6章 本検討のフォローアップについて

意見3-159 来年度以降の「競争政策委員会」においては、特に「公正競争環境の検証」に軸足を置き検討を進めることが必要。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

答申(案)に示したとおり、2012年以降もブロードバンド普及促進のための競争政策委員会を存置した上で、公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議を行うことが必要である。

意見3-160 問題があれば直ちに現行規制を見直すことが必要。(KDDI)

答申(案)に示したとおり、新たな課題等が生じた場合には、本審議会として適時適切に検討を行うことが必要であるとともに、総務省においても、包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合には、当該課題についての検討を行うことが適当である。